平成２６年（フ）第２２号
佐賀県唐津市神田2029番地１　本村アパート103号
債務者　中尾津由美（旧姓高平）
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田坂　　茜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１４３号
愛知県刈谷市日高町３丁目802番地　ラティール日高101号、前住所愛知県刈谷市銀座４丁目91番地
債務者　大村　亮介
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒瀬　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
岐阜市柳津町北塚５丁目24番地１　シェラトン広瀬６Ａ号室
債務者　黒木興業こと　黒木　浩二
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺本和佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６６号
山口県岩国市室の木町４丁目16番３号　１号室
債務者　重光好美こと　ＢＡＥ　ＳＡＮＧＨＯ　衮　　相好
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第６８号
宮崎市希望ケ丘４丁目22番９号　阿部アパート202号、前住所宮崎市大字本郷南方4348番地４
債務者　中川　孝一
1　決定年月日時　平成26年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩澤　千洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２１９号
札幌市豊平区月寒西４条９丁目３番１―207号
債務者　岡本　健嗣
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２０号
札幌市豊平区月寒西４条９丁目３番１―207号
債務者　岡本久仁子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５３号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番２―501号
債務者　渡邉　吉幸
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５５４号
札幌市東区東雁来７条１丁目７番３号
債務者　中嶋　雅昭
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５５５号
札幌市東区東雁来７条１丁目７番３号
債務者　中嶋　志帆（旧姓高松）
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６１号
札幌市豊平区豊平３条12丁目１番27号　佐野マンション101号
債務者　東等　和樹
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６２７号
札幌市厚別区厚別東２条６丁目８番12号
債務者　高橋　　亘
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６３３号
札幌市手稲区星置２条８丁目３番18号　シティハイム四季103号
債務者　小島　　旭
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７４１号
札幌市中央区南９条西８丁目２番８―315号
債務者　吉田　絵里
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７４８号
札幌市北区北32条西５丁目３番27号　レガート北32―401号
債務者　桝谷　浩史
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７４９号
札幌市北区北32条西５丁目３番27号　レガート北32―401号
債務者　桝谷　和代（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部